

東御市農商工福金連携推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内産の農林畜水産物又はその加工品等の地域資源（以下「農林地域資源」という。）を活用した地域振興のための活動に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、東御市補助金等交付規則（平成16年東御市規則第37号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市税等を滞納していない者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、又は事務所若しくは事業所等を有する農林畜水産業、商工業、観光業、社会福祉事業又は金融業を営む者
- (2) 前号に規定する者を構成員とする団体であつて、市長が認めるもの

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、国、県、市その他の団体から同項に規定する事業と趣旨を同じくする事業に係る補助金等の交付を受ける場合においては、この告示による補助金は、交付しない。
- 4 この告示による補助金の交付は、一の補助対象事業につき1回限りとし、一の補助対象者につき一の年度内に1回限りとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、一の補助対象事業を、複数年にわたって実施する場合の補助金の交付は、連続する3年度内の3回までとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条の規定に基づく申請の前に、補助対象事業に係る事業計画書に、市長が別に定める書類を添えて市長に提出するものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 次のいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認を受けること。
 - ア 補助対象事業の事業実施主体を変更しようとするとき。
 - イ 補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更をしようとするとき。
 - ウ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(2) 補助対象事業が期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(3) 補助対象事業により取得した財産については、管理規程等を定め、効率的な運用を図ること。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、経費の使用法その他の事項について、条件を付することができる。

(実績報告の提出期限)

第6条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、当該補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(書類の整備)

第7条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間は保管しなければならない。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(告示の廃止)

2 東御市6次産業化推進事業補助金交付要綱（平成29年東御市告示第20号）及び東御市地域産品振興事業補助金交付要綱（平成29年告示第37号）は、廃止する。

別表第 1（第 3 条関係）

補助対象事業	補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）	補助率
(1) 地域産品販売促進事業	農林地域資源の宣伝及び販売促進を目的としたイベント等への参加や出店等を行う事業に要する経費のうち、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料その他市長が必要と認める経費	2 分の 1 以内。ただし、2 万円を限度とする。
(2) アイデア創出事業	農林地域資源を活用した新たなアイデアを具現化するため、研究、市場調査、専門的知見を有する者への助言の依頼又は試作品の製作等を行う事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料その他市長が必要と認める経費	2 分の 1 以内。ただし、50 万円を限度とする。
(3) 新商品開発事業	農林地域資源を活用した新たな商品等を開発し、製造し又はその販売促進等を行う事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料その他市長が必要と認める経費	2 分の 1 以内。ただし、100 万円を限度とする。
(4) 設備等導入事業	農林地域資源を活用した新たな商品等を開発し、又は製造するための機械、設備等の導入を行う事業に要する経費のうち、需用費（食糧費を除く。）、工事請負費、使用料及び賃借料その他市長が必要と認める経費	
(5) 総合高付加価値化事業	前号までに掲げる事業を横断的に行う事業に要する経費のうち、前号までに掲げる経費	3 分の 1 以内。ただし、100 万円を限度とする。